

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱</u></p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、<u>コインランドリーに係る営業施設</u>の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関して<u>営業者に任意の協力を求める事項</u>を定めることにより、コインランドリー営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、「コインランドリー営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備を設け、公衆に利用させる営業とする。ただし、別表第1に該当するものは除くものとする。 2 この要綱において、「営業者」とは、コインランドリー営業を営む者をいう。 3 この要綱において、「営業施設」とは、営業者がコインランドリー営業を営むために設ける施設をいう。</p> <p>(構造設備等) 第3条 <u>保健所長は、営業者に対し、営業施設の構造設備等について、別表第2に定める各事項に適合するよう求めるものとする。</u></p>	<p><u>熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱</u></p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、<u>コインランドリー営業について、施設</u>の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関して<u>営業者が遵守すべき措置</u>を定めることにより、コインランドリー営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、「コインランドリー営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備を設け、公衆に利用させる営業とする。ただし、別表第1に該当するものは除くものとする。 2 この要綱において、「営業者」とは、コインランドリー営業を営む者をいう。 3 この要綱において、「営業施設」とは、営業者がコインランドリー営業を営むために設ける施設をいう。</p> <p>(構造設備等) 第3条 <u>営業施設の構造設備等は、別表第2に定める各事項に適合するものでなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(管理)</p> <p>第4条 <u>保健所長は、営業者に対し</u>、別表第3に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を<u>講じるよう求めるものとする</u>。</p> <p>(利用方法等の周知)</p> <p>第5条 <u>保健所長は、営業者に対し</u>、営業施設の利用方法等について、別表第4に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう<u>求めるものとする</u>。</p> <p>(営業者の届出)</p> <p>第6条 <u>保健所長は、営業施設を</u>開設しようとする者(以下「開設者」という。) <u>に対し</u>、次に掲げる書類を<u>提出するよう求めるものとする</u>。</p> <p>(1) <u>コインランドリー営業施設開設届</u>(別記第1号様式)</p> <p>(2) 営業施設付近の地図</p> <p>(3) 営業施設の見取り図</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 <u>保健所長は、営業者に対し</u>、<u>前項第1号の</u>コインランドリー営業施設開設届による届出事項に変更があった場合又は当該<u>コインランドリー営業を</u>廃止した場合には、速やかにコインランドリー営業施設変更届(別記第2号様式)又はコインランドリー営業施設廃止届(別記第3号様式)を<u>提出するよう求めるものとする</u>。</p>	<p>(管理)</p> <p>第4条 <u>営業者は</u>、別表第3に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p>(利用方法等の周知)</p> <p>第5条 <u>営業者は</u>、営業施設の利用方法等について、別表第4に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう<u>努めなければならない</u>。</p> <p>(営業者の届出)</p> <p>第6条 <u>営業施設を</u>開設しようとする者(以下「開設者」という。) <u>は、営業施設の所在地を管轄する保健所長へ</u>、次に掲げる書類を<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>コインランドリー営業開設届</u>(別記第1号様式)</p> <p>(2) 営業施設付近の地図</p> <p>(3) 営業施設の見取り図</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 <u>営業者は、前項において提出した</u>コインランドリー営業施設開設届による届出事項に変更があった場合又は当該<u>営業を</u>廃止した場合には、速やかにコインランドリー営業施設変更届(別記第2号様式)又はコインランドリー営業施設廃止届(別記第3号様式)を<u>営業施設の所在地を管轄する保健所長へ提出しなければならない</u>。</p>

新	旧
<p>3 前項の場合において、その届出が営業施設の構造又は設備の変更により行われたときは、その変更の概要が分かる書類を添付するよう求めるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の場合において、開設者又は営業者が保健所長に提出する書類は、それぞれ1通とする。</p> <p>5 保健所長は、コインランドリー営業施設台帳を備え、整理しなければならない。なお、当該台帳は第1項において開設者が提出するコインランドリー営業施設開設届をもってかえるものとする。</p>	<p>3 前項の場合において、その届出が営業施設の構造又は変更による場合においては、その変更の概要がわかる書類を添えなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の場合において、開設者又は営業者が営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出する書類は、それぞれ1通とする。</p> <p>5 保健所長は、コインランドリー営業施設台帳を備え、整理しなければならない。なお、当該台帳は第1項において開設者が提出するコインランドリー営業施設開設届をもってかえるものとする。</p>
<p>(立入検査)</p> <p>第7条 保健所長は、必要があると認めるときは、営業者の同意を得て、当該職員を営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。</p>	<p>(立入検査)</p> <p>第7条 保健所長は、必要があると認めるときは、営業者の同意を得て、当該職員を営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。</p>
<p>(改善指導)</p> <p>第8条 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める構造設備基準、衛生管理基準等に適合しておらず、かつ、その状態が公衆衛生の維持に著しい障害を与えるおそれがあると認められるときは、当該営業施設の営業者に対して、当該営業施設の改善その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。</p>	<p>(改善指導)</p> <p>第8条 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める構造設備基準、衛生管理基準等に適合しておらず、かつ、その状態が公衆衛生の維持に著しい障害を与える恐れがあると認められるときは、当該施設の営業者に対して、施設の改善その他必要な措置を講じるよう指導するものとする。</p>

新	旧
<p data-bbox="257 215 358 247">附 則</p> <ol data-bbox="168 263 1108 502" style="list-style-type: none"><li data-bbox="168 263 1108 295">1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。<li data-bbox="168 311 1108 502">2 この要綱の施行の際、現に開設されている営業施設の営業者に<u>対し、保健所長</u>は、この要綱の施行の日から<u>6か月</u>以内に、第6条第1項に規定するコインランドリー営業施設開設届を<u>提出するよう求めるものとする</u>。	<p data-bbox="1229 215 1330 247">附 則</p> <ol data-bbox="1131 263 2072 502" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 263 2072 295">1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。<li data-bbox="1131 311 2072 502">2 この要綱の施行の際、現に開設されている営業施設の営業者は、この要綱の施行の日から<u>6ヶ月</u>以内に、第6条第1項に規定するコインランドリー営業施設開設届を<u>営業施設の所在地を管轄する保健所長へ提出しなければならない</u>。

新	旧
<p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院の施設内に設置されており、その利用対象が主として施設の入院者及びその付添人に限られる施設 2 ホテル、旅館等の宿泊施設内に設置されており、かつ、その利用対象が主として施設の宿泊者等に限られる施設 3 公衆浴場の施設内に設置されており、かつ、その利用対象が主として浴場の利用者等に限られる施設 4 寄宿舍、寮、アパート等の中に設置されており、かつ、その利用対象者が主として当該施設の住人等に限られる施設 5 その他不特定多数の利用するものと認められない施設 	<p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院の施設内に設置されており、その利用対象が主として施設の入院者及びその付添人に限られる施設 2 ホテル、旅館等の宿泊施設内に設置されており、かつ、その利用対象が主として施設の宿泊者等に限られる施設 3 公衆浴場の施設内に設置されており、かつ、その利用対象が主として浴場の利用者等に限られる施設 4 寄宿舍、寮、アパート等の中に設置されており、かつ、その利用対象者が主として当該施設の住人等に限られる施設 5 その他不特定多数の利用するものと認められない施設
<p>別表第2(第3条関係)営業施設の構造設備基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区隔されていること。 2 設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有すること。 3 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。 5 床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用し、床面は、排水のための適当な勾配及び排水口を有し、及び清掃が容易に行える構造であること。 	<p>別表第2(第3条関係)営業施設の構造設備基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区隔されていること。 2 設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有すること。 3 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。 5 床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用し、床面は、排水のための適当な勾配及び排水口を有し、及び清掃が容易に行える構造であること。

新	旧
<p>6 営業施設内に流水式手洗い設備を設けること。</p> <p>7 有機溶剤を用いて洗濯する施設(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する営業施設は、次によること。</p> <p>(1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。</p> <p>(2) 当設機械に気化溶剤の冷却装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。</p> <p>(3) 適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。</p> <p>8 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。</p> <p>9 食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。</p> <p>10 廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。</p>	<p>6 営業施設内に流水式手洗い設備を設けること。</p> <p>7 有機溶剤を用いて洗濯する施設(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する営業施設は、次によること。</p> <p>(1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。</p> <p>(2) 当設機械に気化溶剤の冷却装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。</p> <p>(3) 適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。</p> <p>8 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。</p> <p>9 食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。</p> <p>10 廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。</p>
<p>別表第3(第4条関係)営業施設の衛生管理基準等</p> <p>1 衛生管理責任者等の設置については、次によること。</p> <p>(1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めること。</p> <p>(2) 衛生管理責任者は、営業施設に常駐又は近隣に所在し、必要があれば直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うこと。</p>	<p>別表第3(第4条関係)営業施設の衛生管理基準等</p> <p>1 衛生管理責任者等の設置については、次によること。</p> <p>(1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めること。</p> <p>(2) 衛生管理責任者は、営業施設に常駐又は近隣に所在し、必要があれば直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うこと。</p>

新	旧
<p>(3) 衛生管理責任者は、営業施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、別表第4に掲げる事項に対し、適切な指導助言を行うこと。</p> <p>(4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質及び取扱いに関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者(衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。)として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適切な維持の業務を行うこと。</p> <p>(5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。</p> <p>2 営業施設において講ずべき措置については、次によること。</p> <p>(1) 営業施設は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) 営業施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。</p> <p>(3) 営業施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状況に保持すること。</p> <p>(4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。</p> <p>(5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。</p> <p>(6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。</p>	<p>(3) 衛生管理責任者は、営業施設及び施設の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、別表第4に掲げる事項に対し、適切な指導助言を行うこと。</p> <p>(4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質及び取扱いに関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者(衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。)として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適切な維持の業務を行うこと。</p> <p>(5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。</p> <p>2 営業施設において講ずべき措置については、次によること。</p> <p>(1) 営業施設は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) 営業施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。</p> <p>(3) 営業施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状況に保持すること。</p> <p>(4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。</p> <p>(5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。</p> <p>(6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。</p>

新	旧
<p>(7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。</p> <p>(8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のトッ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。</p> <p>(9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。</p> <p>(10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。</p> <p>(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。</p> <p>(12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。</p> <p>(13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の措置を講じること。</p> <p>ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。</p> <p>イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復作用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p>	<p>(7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。</p> <p>(8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のトッ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。</p> <p>(9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。</p> <p>(10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。</p> <p>(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。</p> <p>(12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。</p> <p>(13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の措置を講じること。</p> <p>ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。</p> <p>イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復作用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p>

新	旧
<p>ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。</p> <p>エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。</p> <p>オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。</p> <p>カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。</p> <p>キ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合には、洗濯機から排出される廃液中のテトラクロロエチレンを適切に除去できる廃液処理装置を備えること。</p>	<p>ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。</p> <p>エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。</p> <p>オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。</p> <p>カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。</p> <p>キ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合には、洗濯機から排出される廃液中のテトラクロロエチレンを適切に除去できる廃液処理装置を備えること。</p>
<p>別表第4(第5条関係)利用方法等の周知</p> <p>1 営業施設の利用方法等に関する掲示について必要なものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 洗濯機、乾燥機及び給湯設備等の使用方法等に関すること。</p> <p>(2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。</p>	<p>別表第4(第5条関係)利用方法等の周知</p> <p>1 営業施設の利用方法等に関する掲示について必要なものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 洗濯機、乾燥機及び給湯設備等の使用方法等に関すること。</p> <p>(2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。</p>

新	旧
<p>(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。</p> <p>2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 洗濯前後の手指の洗浄に関する事。</p> <p>(2) 施設及び設備の汚損防止に関する事。</p> <p>(3) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関する事。</p> <p>(4) し尿のついたおむつ、運動靴及び動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。</p> <p>(5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関する事。</p>	<p>(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。</p> <p>2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 洗濯前後の手指の洗浄に関する事。</p> <p>(2) 施設及び設備の汚損防止に関する事。</p> <p>(3) 伝染病の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関する事。</p> <p>(4) し尿のついたおむつ、運動靴及び動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。</p> <p>(5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関する事。</p>

新

別記第1号様式（第6条第1項関係）

コインランドリー営業施設開設届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者 住所

氏名 印

(法人の場合、所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおりコインランドリー営業施設を開設するので、熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

営業施設名称				営業者電話番号	
営業施設所在地					
営業者氏名 (法人の場合は名称、代表者氏名)					
衛生管理 責任者	氏名			連絡先電話番号	
	住所				
	配置状況	常駐		非常駐	
有機溶剤 管理責任者	氏名			連絡先電話番号	
	住所				
	配置状況	常駐		非常駐	
開設予定年月日	年 月 日				

(日本工業規格A4)

旧

別記第1号様式（第6条第1項関係）

コインランドリー営業施設開設届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者 住所

氏名 印

(法人の場合、所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおりコインランドリー営業施設を開設するので、熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

営業施設名称				営業者電話番号	
営業施設所在地					
営業者氏名 (法人の場合は名称、代表者氏名)					
衛生管理 責任者	氏名			連絡先電話番号	
	住所				
	配置状況	常駐		非常駐	
有機溶剤 管理責任者	氏名			連絡先電話番号	
	住所				
	配置状況	常駐		非常駐	
開設予定年月日	年 月 日				

(日本工業規格A4)

新

構造設備等の概要

構 造	延面積	m ²		使用水	水道水	井戸水	その他 ()
	床の材質	コンクリート		タイル板	その他 ()		
設 備	腰壁の材質	コンクリート		タイル板	その他 ()		
	換気設備	換気扇	台 (cm×)	その他 ()	排水放流先		
機 等	採光窓面積	m ²		照 明	W 個		
	手洗い設備	有 ・ 無		給湯設備	有 ・ 無		
洗 濯 機		メーカー・型式	処理容量 (kg)	使用水 (湯・水の別)・溶剤	台数		
	水洗用洗濯機						
	ドライクリー ニング用 洗濯機						
	乾燥機			温度調整範囲			
等	廃液処理装置	有 ・ 無		廃液の処理方法			
	気化溶剤回収装置	有 ・ 無		気化溶剤の処理の方法			
	排気管開口部の高さ	m					
そ の 他	手洗設備	有 ・ 無	消毒薬	有 ・ 無	清掃用具保管場所	有 ・ 無	
	洗濯かご	有 ・ 無	ごみ容器	有 ・ 無	有機溶剤保管場所	有 ・ 無	
	衛生管理責任者の連絡先の表示	有 ・ 無	排水濃度測定器の有・無	有 ・ 無			

- 添付書類： 1 営業施設付近の地図
2 営業施設の見取り図
3 その他知事が必要と認める書類

旧

構造設備等の概要

構 造	延面積	m ²		使用水	水道水	井戸水	その他 ()
	床の材質	コンクリート		タイル板	その他 ()		
設 備	腰壁の材質	コンクリート		タイル板	その他 ()		
	換気設備	換気扇	台 (cm×)	その他 ()	排水放流先		
機 等	採光窓面積	m ²		照 明	W 個		
	手洗い設備	有 ・ 無		給湯設備	有 ・ 無		
洗 濯 機		メーカー・型式	処理容量 (kg)	使用水 (湯・水の別)・溶剤	台数		
	水洗用洗濯機						
	ドライクリー ニング用 洗濯機						
	乾燥機			温度調整範囲			
等	廃液処理装置	有 ・ 無		廃液の処理方法			
	気化溶剤回収装置	有 ・ 無		気化溶剤の処理の方法			
	排気管開口部の高さ	m					
そ の 他	手洗設備	有 ・ 無	消毒薬	有 ・ 無	清掃用具保管場所	有 ・ 無	
	洗濯かご	有 ・ 無	ごみ容器	有 ・ 無	有機溶剤保管場所	有 ・ 無	
	衛生管理責任者の連絡先の表示	有 ・ 無	排水濃度測定器の有・無	有 ・ 無			

- 添付書類： 1 営業施設付近の地図
2 営業施設の見取り図
3 その他知事が必要と認める書類

新

別記第2号様式（第6条第2項関係）

コインランドリー営業施設変更届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者住所

氏名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 営業施設名称
2. 営業施設所在地
3. 変更事項
4. 変更年月日

添付書類：届出が営業施設の構造及び変更による場合は、その概要がわかる書類

(日本工業規格A4)

旧

別記第2号様式（第6条第2項関係）

コインランドリー営業施設変更届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者住所

氏名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 営業施設名称
2. 営業施設所在地
3. 変更事項
4. 変更年月日

添付書類：届出が営業施設の構造及び変更による場合は、その概要がわかる書類

(日本工業規格A4)

新

別記第3号様式（第6条第2項関係）

コインランドリー営業施設廃止届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者住所

氏名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 営業施設名称
2. 営業施設所在地
3. 廃止年月日

(日本工業規格A4)

旧

別記第3号様式（第6条第2項関係）

コインランドリー営業施設廃止届

年 月 日

熊本県 保健所長 様

届出者住所

氏名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 営業施設名称
2. 営業施設所在地
3. 廃止年月日

(日本工業規格A4)